

R 7 波土 芥附海部線 海・櫛川 土砂運搬業務 特記仕様書

第1条 施工管理等

1. 本業務は、仮置きしている土砂を搬出し、ヤード内に作業スペースを確保することを目的としている。施工前にヤードの現況高を起工測量で把握し、別途指示する範囲内について仮置き前の基準高まで搬出するものとする。
2. 工事写真は、同一箇所から施工前・施工状況・施工後を対比できるように撮影し、撮影箇所は3箇所以上とすること。また、積込運搬状況・処分場搬入状況についても撮影すること。（今回の工事写真は、電子納品の対象とする。）
3. 土砂搬出は、運搬台数による管理とし、施工前にダンプ1台あたりの積載量を現場責任者が確認すること。管理にあたっては、別添の整理表を活用して1日ごとに運搬数量を整理すること。また、進捗状況を把握するために、毎月取りまとめたものを履行報告として提出すること。

第2条 土砂の運搬等

1. 土砂の搬出先については、下記のとおりとする。
搬出先：海陽町尾崎字八山 181 番地 1（海陽町営残土処理場）
2. 土砂の搬出にあたっては、近隣住民の迷惑とならないように配慮し、必要に応じて、散水等を実施すること。

第3条 その他

1. 上記以外で疑義のあるものについては、監督員と協議の上で決定するものとする。